



始



受胎調節及び墮胎に関する各國の態度並に施設の概要

イギリス

イギリスは受胎調節に対して從来一貫して自由な態度を保つて來た國であつて、受胎調節或は受胎調節の知識の公表普及について何等の禁圧的法規は存在しない。根裏取締法はあるが、それは受胎調節をその取締対象としていない。政府は受胎調節の普及を政策として採り上げたこともなく、また積極的に人口増殖政策を探り上げたこともない。半公共的及び私的の相談所に於ては受胎調節の文献や器具の陳列も販賣も自由に行われてあり、なかには営利のために有效でないものや、非法の堕胎用品を賣るものもあるといふ。

いかにも受胎調節乃至墮胎の普及に対應してイギリス人口の再生産力は漸次低下し、遂には余り遠くない將來に於て人口は禁止乃至減少の過程に入るであらうといふことが予測されることは人口の前途に対する識者の憂慮は深められた。すでに第一次大戰前にも出生率に関する調査委員会が設けられたが、今次大戰後に設置された人口問題委員会は一九四五年に報告書を發表し、將來の人口趨勢に対し人種衰滅の危機を孕むものとして警告を発すると共に、この人口趨勢が受胎調節或は墮胎に基づくものであるとの見解を表明した。こうした情勢から見て、受胎調節乃至墮胎に対し恐らく何等かの対策が採られるのではないかと想像される。

歐米諸國に於ては、一九二一～三年は廿世紀に於ける受胎調節運動の最も盛んであった時期と云はれているが、受胎調節の相談機関の普及発達も主として第一次大戰後に始まり、以後第二次大戰までの間に非常な擴充を見せた。けだし第一次大戰の諸國の經濟的疲弊、特に一九二九年

に始まる深刻な不景氣は当然に受胎調節普及の動因として強力に作用したとのと思われる。

イギリスでは一九二一年にストーブス女史によつてロンドンにイギリス最初の受胎調節相談所が開設されたが、また同じ年にマルサス主義聯盟も厚生指導所（Welf are Centric）を開いて共に労働者の受胎調節の相談に応ずることになった。更に一九二一年にはストーブス女史の努力により「建設的受胎調節及び人種向上協会」（Society for Constructive Birth Control and Racism Progress）が設立されたが、この場合は調査研究、啓蒙運動ばかりでなく受胎調節に関する健全な、衛生的な、完全な智識を與えることをその目的としている。

また既に関係諸団体を結成して出来た受胎調節協会（National Birth Control Association）は一九三〇年に計画的家族協会（Family Planning Association）と改名し、相談機關の中心機関となつた。一九三九年に於て、この協会の相談所が大五あつたといふ。これらの相談所の外に受胎調節器具の製作者その他が經營する私営の相談所もあり、一九三九年当時に、その数は大大に達した。この外光に述べたストーブスの「建設的受胎調節及び人種向上協会」の相談所が五つあるといふ状態で相談所は可成り普及しているといえよう。

二、アメリカ

この國では受胎調節に関する禁圧的法規は古くから存在し、既に一八六九年にはニューヨーク州に於て墮産取締法が施行されていた。

同法に於ては受胎調節の智識、手段が墮産行為として取締の対象とされていた。下つて一八七三年に所謂コムストック法が議会を通過成立している。聯邦刑法第二一一條の規定がそれであつぐ

。三九年当時に、その数は大大に達した。この外光に述べたストーブスの「建設的受胎調節及び人種向上協会」の相談所が五つあるといふ状態で相談所は可成り普及しているといえよう。

さて、アーメリカに於ける受胎調節禁圧法規は形式的には極めて嚴重であるが、第一次大戦後法規の実際上の適用は漸次寛大となり、受胎調節に因する印刷物や用品は極めて自由に普及しており、現在では受胎調節の用品は豪華に限りず、カリントン、スチンド、煙草屋、理髪店、料理店、トイレ、ファウシティ、その他のお店で販賣されている。州によつては自動販賣機さえ用いら
れていらといふ。なおこれらの商品の廣告宣傳は受胎調節という文字を避け、「婦人衛生」等、結婚衛生等の文字を用いて益々盛んになつてゐるといふ。以上の如くアーメリカの受胎調節禁圧の法規は既にその実効を失つてゐるのであらか、形式的にせよ、かくも厳格な法規が何故存續しているのであらうか、理由は多々あらうが、一つには、その數は少いが、政治的に強力な勢力を

持つてゐる事である。アーメリカの受胎調節禁圧法規は形式的には極めて嚴重であるが、第一次大戦後法規の実際上の適用は漸次寛大となり、受胎調節に因する印刷物や用品は極めて自由に普及しており、現在では受胎調節の用品は豪華に限りず、カリントン、スチンド、煙草屋、理髪店、料理店、トイレ、ファウシティ、その他のお店で販賣されている。州によつては自動販賣機さえ用いら
れていらといふ。なおこれらの商品の廣告宣傳は受胎調節という文字を避け、「婦人衛生」等、結婚衛生等の文字を用いて益々盛んになつてゐるといふ。以上の如くアーメリカの受胎調節禁圧の法規は既にその実効を失つてゐるのであらか、形式的にせよ、かくも厳格な法規が何故存續しているのであらうか、理由は多々あらうが、一つには、その數は少いが、政治的に強力な勢力を

もつてゐる由教派の主張が、こうした点に反映してゐるものとされてゐる。

アメリカに於ける受胎調節運動が一大発展を示し、従つてまた実践的な相談機関の普及を見るようになつたのはイギリスと同様第一次大戦後のことである。アメリカで受胎調節の相談所が最初に出来たのは一九一六年でサンガード女史がニューヨークに開設したものである。しかしこれは間もなく警察によつて閉鎖された。下つて一九二一年にはサンガードによつてアメリカ受胎調節群、盟へと *American Birth Control League* が結成されたが、本聯盟は一九二三年にニューヨークに相談所を設けた。これがアメリカに於ける相談所発達の母体となつた。一九二三年以後は正に受胎調節相談所普及時代ともいふべき時期で、一九三九年頃には二二五の相談所が出来ていたといはれてゐる。その後も相談所は擴充されたものと思はれるが、最近の情報によればアメリカの相談所は大約のに及んでゐるといふことである。

三. フランス

フランスは最も早くから人口減退の傾向を示した國であるが、ドイツと國境を接し、西歐の中二十一世紀初期にかけて出生率保持の政治的要要求を必然たらしめた。十九世紀末からスの新マルサス主義運動はフランスにも大きな影響を與えたが、フランスの置かれた國際的地位のために、その運動は華々しい发展を示し得なかつたし、新マルサス主義陣営の政治的勢力も強大となり得なかつた。

こうした情勢を反映して、一九二〇年には、受胎調節乃至墮胎の禁圧法が判定された。一九二

〇年の墮胎及び受胎調節の宣傳禁止に関する法律は、墮胎については大ヶ月以上三年以下の懲役、または百乃至三百フランの罰金を課してゐる。なお墮胎は一八一〇年のフランス刑法によつて禁じられていたが、一九世紀末に於ては極めて一般に行はれ、墮胎を業とするものが殆んど公然と安い料金で施術してゐた。また受胎調節の宣傳については一乃至大ヶ月の懲または百乃至五百フランの罰金を課してえを禁圧することになつた。

以上の如く墮胎の營業、墮胎用品の販賣に対する禁圧が強化され、受胎調節運動も初めて禁圧されたが、ただ注目すべきことは受胎調節用品の販賣は禁止されていないということである。フランスの如く一度の墮胎の風習が普及し、國民の慣行となつてゐるような場合に、一九二〇年の墮胎禁止の強化や受胎調節運動の禁止が所期の目的を達し難いことは当然であつた。こうした時に一方にはドイツの大人口増強政策が報せられ、戰争の危機は次第に切迫しつづけた。そこでフランス政府は一九三九年に家族法典を公布し、翌年から施行し、人口増加のため有ゆる手段をとつた。墮胎禁止も当然強化され、常習的に墮胎手術を施す者に対するは五年以上十一年以下の懲役及び五千フラン以上二萬フラン以下の罰金を課し、隨時的にこれを施す者には一年以上五年以下の懲役及び五百フラン以上一萬フラン以下の罰金を課している。また墮胎手術と受けた者は大ヶ月以上二年以下の懲役及び百フラン以上二千フラン以下の罰金に處し、しかも施術者も同様情狀の量と水減刑は認められない。墮胎手術を施した医師、産婆、薬剤士、藥種屋、看護人、マッサージ師は刑法上の刑の外に少くとも五年の營業停止処分を受け、惡性のものは免状を剥奪される。營業の停止及び禁止処分を受け乍ら之に従はない者大ヶ月以上二年以下の懲役及び千フラン以上一萬フラン以下の罰金を併課されか又はそり孰れか一方を以て処斷される。

その上一度墮胎罪で処罰されたものは以後産科病院、産兒又は妊婦を取扱う病院に勤務すること
が出来ないし、之に違反するものは官業の停業止処分違反者と同一処罰を受ける。人工流産を施
こさないと母体の生命が危険であるというような場合でも、診察した医師は他の二名の医師の見
見を聞いた上でなければ手術を施すこととは出来ない。しかも共同診察をする医師の内一名は民
事裁判所の専門医名簿に登録されたものでなければならぬ。業務上の秘密の尊重ということは
悪用されことが多いので墮胎に関する限り之は禁止され、吉発してもよいことになつた。墮胎
を誘致助長しないよう墮胎薬とか子宮消炎子等の販賣、陳列、分配を禁止し、これらを薬品、器
具は市町村長又は警察の證明をもたないものに賣つてはならない。之に違反したものは三ヶ月以
上二年以下の懲役及び五百フラン以上五千フラン以下の罰金に処せられ、同時に薬品、器具は没
收され、官業の停止処分を受ける。なお受胎調節に関しては很裏取締により、宣傳印刷物の普及
が一層抑圧されることになつた。

四 ドイツ及びオーストリア

ドイツに於ては十九世紀末に新マルサス主義運動が輸入され組織も出来たが、ドイツでは一般
に出産増加思想が支配的で、この運動は余り急速な发展を示さなかつた。しかるに第一次大戦後
經濟生活が窮乏を極めるに及んで新マルサス主義運動は急速に進展し、受胎調節知識の普及には
着しいものがあつた。こうした情勢はまた当然關係機関の発達を促し、受胎調節器具の製造業
者が作った商業的目的をもつ受胎調節の団体や、労働者を対象とする団体も出展、また相談所も現
われるに至つた。一九三二年までに主な受胎調節の団体は一五を数えるに至つたといふ。

然るに一九三三年ナチスが政権を獲得するや、直ちに強力な人口増強政策と称するに及び受胎調
節及び墮胎に対し禁圧政策がとられるに至つた。ドイツの受胎調節乃至墮胎の禁圧政策に於ける
特徴は、フランス、イタリーより如く法律上嚴罰主義をとることをせず、事實の上で強烈な禁圧を
加えたといふことである。刑法の墮胎禁止にしても、民族優生的見地から、特定の場合には却つ
て從來認められていなかつた妊娠中絶を認めるようにさせなつた。

ドイツの受胎調節乃至墮胎の禁圧政策として、先づとられたものは受胎調節相談所の開設であ
る。受胎調節団体の解散及びそれらの機關の発行する機関誌の停止であった。受胎調節に附する廣告も
禁止された。違法に性病予防の方法または物件を展示し、推賞し、知識を與えたものには一年未
満の禁錮・罰金の一方又は双方を課することになり、コンドームの廣告さえ制限されうることにな
つた。一九三六年には禁止は更に強化され、一九四一年には受胎調節器具を輸入、廣告、販賣
の拘束に處することになった。次に墮胎については一九三三年に一九二六年の旧刑法を改正し、
新たに二箇條を追加し、墮胎の目的を以て器興又は方法を展示、陳列、廣告したものに二年以下の
の禁錮或は罰金を課すことになつた。

受胎調節乃至墮胎の禁圧政策は多くの國に於て出生率低下の傾向を逆轉せしむるに至りなかつ
たが、いとゞドイツのみは少くとも一時的には相当の効果を挙げ得た。ナチスの禁圧政策の効果
は立法手段より寧ろ事實上の禁圧によるところが大であると考えられている。

オーストリアに於ては第一次大戦後政府は受胎調節を承認する傾向にあり、公立の産院等で受
胎調節の相談に応ずることを許可した。

一九二六年には上下両院共に受胎調節の知識を與えりことを原則的に承認した。しかし一九三七年のドイツとの合邦以後はドイツの政策が実施されるに至つたことは云うまでもない。

五、イタリア

イタリイに新マルサス主義が入った来たのは非常に後れだし、また経済の発達が後れていたためにその運動は殆んど發展を示さなかつたのであるが、アレグズムク制覇と共に、教の力によつて過剰人口問題を解決せんとの意図から、強力な人口増加政策をとりあげに及んで愛胎調節並に墮胎に対し世界で最も峻嚴といはれる禁圧政策をとるに至つた。即ち一九二六年勅令を公布し、受胎を防止し、または妊娠を中絶せしむり一切の手段、印刷物、繪画等の展示、販賣、販賣のための所持、領布、製造及び輸入を禁止した。この勅令は一九三〇年の新刑法に吸收され受胎調節及び墮胎に対し極めて重い刑罰が設けられ、翌年から実施された。その後受胎調節乃至墮胎に對する禁圧は數次にわたつて強化され、また適用の範囲も擴張された。かゝる峻嚴なる禁圧にも拘らず、出生率は下の趨勢に対しては殆んど何等の影響をも與え得なかつた。

六、ベルギー

ベルギーの出生率は十九世紀以来減退の傾向が認められ、殊に一九三四、三五年にはフランス以下に下るという情勢であつて、一般に出生減退が憂慮されてゐた。既に一九二三年には一九二〇年のフランスの禁圧法に類似した墮胎及び受胎調節禁圧法が施行されてゐる。墮胎はフランスと同様普及していたが、これは既に一八一〇年の刑法で禁止されていたが、一九二三年の法律は段以外のもの、販賣、領布は禁止されていない。從つてコンドームは性病予防の目的を有する点から禁止物件とされていない。

七、スウェーデン

スウェーデンの出生率は今世紀に入つて漸次甚だしい減退を示してゐるが、新マルクス主義運動が意外に後れてゐるところから、墮胎が著しく普及してゐると推測される。一九三八年に人口政策が確立され、純再産率を一・〇〇に保つことを目標に種々の施策が行われたが、人口政策の根本的立場は徹底的な民主主義で、受胎調節については、両親の希望しない出生を國家が個人に強制することは飽くまで避け、個人が受胎調節を行うことは何等禁止しない。ただし受胎調節用品の個人的販賣は統制され、個人的販賣者は政府の許可を要することになつてゐる。墮胎については一九三八年の改正刑法は医療上の必要、衛生学的理由及び倫理的理由の場合に限つて墮胎を認め、社会的理由による墮胎は認められていない。受胎調節の施設については、一九三三年にスタッフフルムに相談所が出来たが、その後一九三七年までにその地で常の相談所が出来たが一度に利用者は非常に少なかつたといはれてゐる。

ハノルウエー

この國の人口は既に減退傾向にあるが、新マルサス主義運動は非常に後れてゐる。一九二〇年の刑法は受胎調節用品の廣告又は展示に適用されうることになつてゐる。墮胎についてはスクワードンと相似た政策が採られてゐる。一九二四年にオスロー市に相談所が開設されたが翌二五年には労働黨の經營に移された。

九、デンマーク

受胎調節運動は從未禁止されていたが、一九三七年刑法が改正され、緩和された。しかし受胎調節用品の違法の廣告または展示については罰金を課し、墮胎については衛生学的、医療的及び倫理的理由によるものは認められてゐる。社会的理由は表向きは認められないが医療的理由を擴張して事實上の解決を行ひうるといふ。施設については、一九三七年末現在で相談所がただ一つあるに過ぎなかつた。しかし地方廳が相談所を設立することを規定した法律が成立し、一九三八年施行の見込であつたが一九三八年に延期され次いで設置は取止めとなつた。

十、オランダ

新マルサス主義はイギリスに興つたがこの運動が最も早く組織的に發達したのはオランダである。古くより受胎調節の知識は自由に普及させていたが、一八八八年以後は初令によつて普及が計られた。一八八五年に女医ヤコブによつて世界最初の相談所が開設され農産階級には最初から無料

で開放され、社会事業的性格が極めて明瞭であつた。新マルサス主義の進展と共に相談所は大都市から漸次總ての都市に普及した。相談所は相当良く發展し、今日では五〇以上にも上つてあり、第二次大戰前には病院が受胎調節の運動や事業に參加するようになつたといふ。

十一、メキシコ

一九二五年政府は受胎調節運動を承認し、この運動に積極的な支持を與え方に至つたといはれている。

十二、ソヴィエート聯邦

この國に於ては受胎調節運動は存在しない。革命以降墮胎が認められていたが、一九三六年から積極的な人口増加政策がとられ墮胎は禁止された。

終